

別添 1

(令和~~6~~7年~~7~~4月1日以後公告案件適用)

維持業務委託・地域維持型維持修繕業務委託総合評価方式試行案件

## 入札公告 例

【※本公告例については、原則的なことを記載しているのですが、実施に当たっては関係要綱・要領等の規定を逸脱しない範囲で、個々の案件により適宜、修正・追加・削除を行うことを妨げません。なお、特定調達契約に係る案件については、三重県公報登載による公告が必要となるため、本公告例及び別表の使用はできません。】

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「会計規則」といいます。）第62条の規定により公告します。

なお、公告事項のうち、共通事項については本公告に記載していますが、本業務に適用される個別事項については別表に記載していますので、そちらを必ず確認してください。ただし、本公告と別表の内容が抵触する場合は、別表に記載の内容が優先するものとします。

三重県知事 氏 名

## 1 入札に付する業務概要

業務番号及び業務名、履行場所、業務概要、履行期限並びに予定価格等については別表に記載しています。

なお、別表で見積徴収型を指定している場合は、見積徴収型により入札を実施するため、予定価格については、競争参加資格確認申請者より提出された参考見積書を参考にして積算し、予定価格と仕様書（仕様書を変更した場合のみ）を改めて公表します。

## 2 入札方式等に関する事項

## (1) 入札執行方式

ア 別表で電子入札対象業務を指定している場合、本業務の入札手続は、原則として電子入札システムで行います。

(ア) 質問の提出、競争参加資格確認申請書（以下「参加申請書」といいます。）の提出、競争参加資格事前条件確認通知書の発行、入札書及び工事費内訳書等の提出、開札、落札者の決定及び同通知書の発行等について原則として電子入札システムで行うため、電子入札システムによる参加申請ができない場合は、入札に参加できません。

(イ) 電子入札に係る運用については、「三重県公共事業電子調達運用基準（以下「電子調達運用基準」といいます。）」によるものとします。

(ウ) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更はできません（電子調達運用基準により発注機関の長がやむを得ないと判断した場合を除きます）。このため、入札に参加できない場合は、辞退届を提出してください。

(エ) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合は、紙入札に変更することが

あります。

イ 別表で紙入札対象業務を指定している場合、本業務は参加申請書の提出、競争参加資格事前条件確認通知書の発行、入札書及び工事費内訳書等の提出等について紙媒体で行います（電子入札システムは使用しません）。

## (2) 落札者決定方式

### ア 価格競争方式

別表で価格競争方式を指定している場合、本業務は、会計規則第65条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする入札方式の業務です。

### イ 地域維持型維持修繕業務総合評価方式

別表で地域維持型維持修繕業務総合評価方式を指定している場合、本業務は、入札時に価格と価格以外の要素を総合的に評価し、落札者を決定する入札方式の試行業務です。

なお、詳細については、●●建設事務所地域維持型維持修繕業務総合評価方式試行要領（以下「地域維持型総合評価試行要領」といいます。）によります。

## (3) 競争参加資格事後審査方式

本業務は、競争参加資格のうち5(6)アの事前条件審査項目を入札前に審査し、5(6)イの参加資格事後審査項目を開札後に審査する事後審査方式の業務です。

## (4) 最低制限価格設定業務

本業務について、別表で最低制限価格設定業務を指定している場合は、会計規則第66条で規定する最低制限価格を設定しています。

## (5) 一抜け方式

別表で一抜け方式試行案件を指定している場合、本業務は、競争入札の落札者の決定にあたり、対象となる複数案件の公告時に、落札者を決定する案件の順序を予め定め、落札決定順序が先の業務で落札者となった者の次案件以降の入札を無効とする入札方式を試行する対象業務です。

本業務が一抜け方式試行案件である場合、別表のその他欄に施行番号を記載する案件が他の対象業務となります。

なお、落札者の決定は、それぞれ別表で指定する開札日時の早い案件から順に行います。ただし、別表のその他欄で別に指定している場合は除きます。

## 3 競争参加資格要件に関する事項

本業務の入札に参加できる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を全て満たしている者とし  
ます。

(1) 参加申請書の提出日から落札決定日までの期間中、次に掲げる条件を全て満たしている者  
とします（経常建設共同企業体にあつては、各構成員がその条件を満たし、エについては共同企業  
体として満たしている者としてします）。ただし、コについては、落札決定までに満たしていれば足  
るものとしてします。

なお、別表で入札参加形態を地域維持型建設共同企業体としている場合は、その全ての構成員  
が、地域維持型建設共同企業体入札参加資格審査申請書の提出日から落札決定日までの期間中、  
次に掲げる条件を全て満たしている者としてします。ただし、コについては、落札決定までに満た  
していれば足りるものとしてします。

- ア 別表で指定する建設工事の種類に対応した建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1下欄の建設業（以下「許可業種」といいます。）について、同法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた建設業者であること。
- イ エで指定する業種について建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受審し、かつ、有効期限内であること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- エ 三重県建設工事等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」といいます。）に別表で指定する業種で登録されている者であること。
- オ 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領による資格（指名）停止を受けている期間中ではないこと。
- カ 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあっては、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- ク 別表で建設業退職金共済制度への加入を求めている場合は、建設業退職金共済制度に加入している者であること。
- ケ 別表で指定する地域要件並びに格付け及び総合点数又は経営事項審査結果の総合評定値等を満たすこと。
- （ア）地域要件において指定する「建設業法上の主たる営業所」とは、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第2条の規定により建設業許可申請書に記載された主たる営業所を指します。
- （イ）格付け及び総合点数が記載されている場合、三重県建設工事発注標準に定める【※（元号）〇〇年度】格付け及び総合点数とします。
- （ウ）経営事項審査結果の総合評定値等が記載されている場合、経営事項審査結果の総合評定値に係る審査基準日は、【※（元号）××年】10月1日から【※（元号）◇◇年】9月30日までの期間内であるものとします。ただし、合併又は分割その他組織変更を行った法人で、国土交通省通知の規定に基づく経営事項審査を受審した法人にあっては当該通知に定める合併等の期日のものとします。
- コ 県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- サ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務のない者を除きます。以下、当該3保険を「社会保険等」といいます。）。
- なお、「届出の義務を履行していない者」の確認は、最新の経営事項審査結果における社会保険等加入の有無欄で確認します。
- シ 別表で入札参加形態を地域維持型建設共同企業体としている場合は、次に掲げる条件を全て満たすこと。
- （ア）各構成員が、地域維持型建設共同企業体取扱試行要領第6条第2項に規定する要件を満

たす者であること。

(イ) 別表で指定する構成員数であること。

(ウ) 各構成員の出資比率等は、地域維持型建設共同企業体取扱試行要領第8条に規定する要件を満たしていること。

(エ) 一抜け方式試行案件の場合で、複数の業務に参加を希望するときは、同じ代表者及び構成員で結成された地域維持型建設共同企業体であること（異なる構成での参加は認めません）。

ス ~~本業務の入札に参加しようとする他の者に、資格者名簿に記載された代表者が同一の者がいないこと。~~本業務の入札に参加しようとする者の間に、三重県一般競争入札実施要綱第4条第1項第11号に定める資本関係又は人的関係がないこと。ただし、要件を満たす期間は、参加申請書の提出日から入札書受付締切日までとする。

(2) 次に掲げる条件を全て満たしている者とします。

ア 別表で指定する企業要件を満たすこと。

なお、別表で施工実績を求めている場合において、本業務の入札に経常建設共同企業体で参加するときは、構成員のいずれかが施工実績を有していれば足りることとします。

(ア) 施工実績は、元請としての施工実績とし、受注形態が単独又は共同企業体の構成員（出資比率が20%以上のものに限り）とするものとする。

(イ) 施工実績の発注機関を「公共機関等」と指定している場合は、次のいずれかの機関であることとします（以下「公共機関等」において同じ。）。

- a 国の機関（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第25条第2項により公示された組織）
- b 地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体）
- c 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人
- d 国土交通省令で定める法人（建設業法施行規則第18条に規定する法人）

イ 別表で落札者決定方式を価格競争方式としている場合は、本業務（除草業務は除く）に、建設業法第26条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の規定による主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」といいます。）であって、別表で指定する建設工事の種類に係る主任技術者等を契約時に配置できる状況にあること。ただし、専任は要しない。

なお、配置予定の主任技術者等（以下「配置予定技術者」といいます。）が入札時に他の業務等（業務委託及び工事であって、本業務と兼任することができないものに限り。以下同じ。）に従事している場合において、契約時に配置できる状況にあることとは、契約日の前日までにその業務等の履行期限末日が到来している又は完成検査による契約の履行を確認していることをいいます。

また、本業務の入札に経常建設共同企業体で参加する場合は、全ての構成員が、別表で指定する建設工事の種類に係る主任技術者等を契約時に配置できる状況にあることとします。ただし、専任は要しない。

ウ 別表で落札者決定方式を地域維持型維持修繕業務総合評価方式としている場合、地域維持型建設共同企業体の代表者は、本業務に、主任技術者等であって、次の（ア）及び（イ）の基準

を満たす者を契約時に配置できる状況にあること。ただし、専任は要しない。

また、地域維持型建設共同企業体の代表者以外の構成員は、本業務に土木一式工事に係る主任技術者等を契約時に配置できる状況にあること。ただし、専任は要しない。

(ア) 土木一式工事に係る監理技術者又は主任技術者となり得る次の資格を有する者であること。

a 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定の1級又は2級に合格した者

b 技術士法（昭和32年法律第124号）による2次試験に合格した者

(イ) 監理技術者にあつては、本業務で求める建設業の許可業種に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

(3) 本業務の落札者決定方式が地域維持型維持修繕業務総合評価方式である場合は、技術資料届出書及び別表で指定する全ての技術資料を提出している者としします。

#### 4 地域維持型維持修繕業務総合評価方式に関する事項（落札者決定方式が地域維持型維持修繕業務総合評価方式である場合に適用します）

##### (1) 地域維持型維持修繕業務総合評価方式の仕組み

本業務の地域維持型維持修繕業務総合評価方式は、標準点に加算点を加え、入札価格で除した数値（以下「評価値」といいます。）の最も高い者を落札者とする方式としします。

評価値 = { (標準点 + 加算点) ÷ 入札価格 }

評価値の算出については、地域維持型総合評価試行要領によります。ただし、入札価格が基準価格/1.10を下回った場合は、基準価格/1.10を入札価格として評価しします。

なお、基準価格とは、「修繕・点検等業務委託に係る最低制限価格の運用について」の区分①により算定される「業務に伴い最低限必要な費用=P」としします。

##### (2) 入札の評価に関する基準

評価項目、評価基準及び得点配分は、別紙「総合評価方式評価項目一覧」によります。

##### (3) 評価方法及び落札者の決定方法

入札参加者の要件及び評価項目を評価し、標準点及び加算点を付与し、次の条件を満たす入札を行った者であつて、(1)の方法で算出した評価値の最も高い者を落札者としします。

ア 入札価格が予定価格/1.10の制限の範囲内であること。

イ 評価値が最低限の要求要件である標準点を予定価格/1.10で除した数値を下回っていないこと。

(4) (3)において、落札者となるべき評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定しします。

(5) 技術資料の受領後の差替又は追加は認めません。ただし、本業務は、地域維持型維持修繕業務総合評価方式の技術資料の事後審査型であり、参加申請時に提出された技術資料（確認資料を含む）の内容が確認できない場合は、落札候補者に対して確認資料の追加（以下「追加提出」といいます。）を求めることがあります。

また、追加提出については、追加提出の意思確認がとれ、別途指示した提出期限までに追加提出がされた場合のみ認めるものとしします。

なお、競争入札審査会で追加提出を必要と認めた場合は、上記にかかわらず追加提出を求めることがあります。

この場合においては、午前9時から午後5時までの時間内に会社では連絡がとれない等で別の連絡先への連絡を希望する場合は、希望する連絡先を明記したものを入札時に添付しなければなりません。

- (6) 提出された技術資料及びこれに付随する資料は、本業務の競争参加資格の確認等、本公告に記載する用途以外には、無断で他の資料として使用しません。
- (7) 別紙「技術資料作成上の留意事項」の条件が守られていない技術資料は加対象としません。

## 5 入札手続等

本業務の入札に関する手続等は、次の(1)から(12)までのとおりとなります。

なお、電子入札対象業務の場合は、別表において指定する期間中であっても、三重県電子調達システムの運用時間外は閲覧又は手続を行うことができません。

電子入札システムの運用時間については、三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」といいます。)及びシステムメンテナンス中を除く、平日の午前8時から午後8時まで、入札情報サービスシステムの運用時間については、システムメンテナンス中を除く24時間となります。

三重県電子調達システム(公共事業調達)のホームページアドレス

<http://www.pref.mie.lg.jp/ebid-mie/>

### (1) 設計図面及び仕様書の閲覧等

ア 設計図面及び仕様書(以下「設計図書等」といいます。)は、入札情報サービスシステムのホームページに掲載する方法により閲覧に供します。

なお、紙媒体での閲覧は、次によります。**【※紙媒体での閲覧を行う場合】**

#### (ア) 閲覧期間

公告日から開札日の前日まで(ただし、休日を除きます。)の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、正午から午後1時の間は除きます。)

#### (イ) 閲覧場所

別表の「7 公告に関する問い合わせ先」に記載の入札事務担当所属

イ 設計図書等の複写を希望する者は、別表の「7 公告に関する問い合わせ先」に記載の入札事務担当所属まで連絡し、指示に従ってください。

### (2) 質問の提出及び回答

#### ア 質問の提出

当該入札に対する質問がある場合は、次のとおり質問を提出するものとします。

#### (ア) 提出方法

電子入札システム(電子入札対象業務の場合)、書面による持参、電送(ファクシミリ)又は電子メールにより提出するものとします。

なお、持参以外の方法で提出する場合は、休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、正午から午後1時の間は除きます。また、最終日は、別表で指定する時間までとします。)の間に、電話により着信の確認をお願いします。

また、電話・口頭等による質問は受け付けません。

#### (イ) 提出期間

持参する場合の提出時間は、午前8時30分から午後5時15分までとします(ただし、

正午から午後1時の間は除きます。また、最終日は、別表で指定する時間までとします。)

a 技術資料に係る質問（地域維持型維持修繕業務総合評価方式の場合）

公告日の翌日から別表で指定する技術資料にかかる質問の受付期限まで（ただし、休日を除きます。）。

b 設計図書等に係る質問

公告日の翌日から別表で指定する設計図書等に係る質問の受付期限まで（ただし、休日を除きます。）。

(ウ) 提出場所

別表の「7 公告に関する問い合わせ先」に記載の【**※入札事務担当所属 または 工事担当所属**】とします。

イ 質問に対する回答

当該入札に対する質問があった場合は、次のとおり回答するものとします。

(ア) 回答方法

閲覧に供することにより回答します。

(イ) 回答期限

a 技術資料に係る質問に対する回答（地域維持型維持修繕業務総合評価方式の場合）

別表で指定する技術資料に係る質問に対する回答期限まで

b 設計図書等に係る質問に対する回答

別表で指定する設計図書等に係る質問に対する回答期限まで

(ウ) 閲覧場所

入札情報サービスシステム及び電子入札システム（電子入札対象業務の場合）に掲載します。

(3) 地域維持型建設共同企業体入札参加資格審査申請書の提出（別表で指定している場合）

別表で入札参加形態を地域維持型建設共同企業体に指定している場合、入札参加希望者は地域維持型建設共同企業体を自主的に結成して、次のとおり提出してください。

なお、電子入札対象業務の場合は、書類提出時に地域維持型建設共同企業体としての業者コードを指定します。

ア 提出書類 別表で指定する地域維持型建設共同企業体結成に関する入札参加資格審査申請時に提出する書類

イ 提出方法 紙媒体により持参するものとします。

ウ 提出期間 公告日から別表で指定する地域維持型建設共同企業体入札参加資格審査申請書提出期限まで（ただし、休日を除きます。）。

エ 提出時間 午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時の間は除きます。また、最終日は、別表で指定する時間までとします。）。

オ 提出場所 別表の「7 公告に関する問い合わせ先」に記載の入札事務担当所属とします。

カ 地域維持建設共同企業体の名称について

地域維持型建設共同企業体の名称は、代表者となる者の名称及び代表者以外の構成員となる者の名称としてください。地域名や案件名等による共同企業体名称は不可とします。また、電子入札システムの都合により、50文字以内での名称を作成してください。

○良い例

〇〇建設・□□組・△△建設地域維持型建設共同企業体

※建設や組等は省略してかまいません。

×悪い例（受付できません）

〇〇市建設地域維持型建設共同企業体

（〇〇市北部ブロック）地域維持型建設共同企業体

#### （４）参加申請書の提出

入札参加希望者は、参加申請書及び次の参加申請時に提出する書類を提出して、競争参加資格の確認を受けなければなりません。

なお、期限までに参加申請書及び参加申請時に提出を指定する書類を提出しない者は、参加申請を受け付けることができず、入札に参加することはできません。

また、本業務が一抜け方式試行案件である場合で、複数の対象業務に参加申請するときは、案件ごとに手続が必要となります。

##### ア 提出書類

（ア）参加申請書（競争参加資格確認申請書）

（イ）参加申請時に提出する書類

a 参考見積書等

別表で参考見積書の提出を指定している場合は、参考見積書及びこれに付随する資料を提出してください。

なお、提出された参考見積書については、文書にて質問を行うことがあります。

b 技術資料届出書等

別表で技術資料届出書等の提出を指定している場合は、技術資料届出書、別表で指定する技術資料及びこれに付随する資料を提出してください。

また、本業務が一抜け方式試行案件である場合で、複数の業務に参加を希望するときであっても、参加申請時に提出する技術資料（確認資料を含む）は1部のみとします。

c その他

別表でその他を指定している場合は、記載されている書類を提出してください。

##### イ 提出方法

（ア）電子入札対象業務の場合

参加申請書は、電子入札システムにより受け付けます。

参加申請書とは、電子入札システムにおける競争参加資格確認申請書（システム画面）のことをいいますので、ファイルや紙資料での提出は不要です。

参加申請書以外の参加申請時に提出する書類は、原則として電子入札システムの添付機能を利用することとしますが、本公告（別表を含みます）において紙媒体での提出を指定している場合、又はファイル容量超過により添付できない等の場合は、紙等資料提出通知書（電子調達運用基準・様式7）を電子入札システムで添付の上、ウの提出期間中に紙媒体を持参により提出してください。

なお、地域維持型建設共同企業体に参加申請を行う場合は、必ず5（3）の手続を済ませた上、その際に指定する業者コードで申請してください。

また、経常建設共同企業体に参加申請を行う場合は、資格者名簿登録時に通知された業者コードで申請してください。

(イ) 紙入札対象業務の場合

参加申請書及び参加申請時に提出する書類は、紙媒体を持参により提出するものとし  
ます（ファクシミリ又は電子メールによる提出は受け付けません）。

提出場所は、別表の「7 公告に関する問い合わせ先」に記載する入札事務担当所属と  
します。

ウ 提出期間

公告日から別表で指定する競争参加資格確認申請書提出期限まで（ただし、休日を除きま  
す）。

なお、紙入札対象業務の場合の提出時間は、午前8時30分から午後5時15分までとしま  
す（ただし、正午から午後1時の間は除きます。また、最終日は、別表で指定する時間までと  
します）。

(5) 入札時に提出する書類

別表で指定する入札時に提出する書類を提出してください。

なお、本業務が一抜け方式試行案件である場合で、複数の業務に参加を希望するときは、入札  
時に提出する書類は案件ごとに提出が必要です。

また、電子入札対象業務にあつては、これらの書類の提出は原則として電子入札システムの添  
付機能を利用することとしますが、本公告（別表を含みます）において紙媒体での提出を指定し  
ている場合、又はファイル容量超過により提出できない等の場合は、紙等資料提出通知書（電子  
調達運用基準・様式7）を電子入札システムで添付の上、別途、資料を「業務番号・業務名」「公  
告日」「会社名（または地域維持型建設共同企業体名）」を明記した封筒に厳封し、別表で指定す  
る入札書提出期間中に持参により提出してください。

ア 工事費内訳書（別表で指定している場合に提出が必要）

(ア) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めます。

なお、提出のあった工事費内訳書が次のいずれかに該当する者の入札書については、会  
計規則第71条第7号の規定により無効とします。

また、提出した工事費内訳書の不明な点を説明しない者は失格とします。

- a 工事費内訳書を提出しないとき。
- b 工事費内訳書の金額と入札額が一致していないとき。
- c 一括値引き又は減額の項目が計上されているとき。

(注) 端数処理を行う場合、千円以上の処理が確認されるものについては一括値引きとみ  
なします。

- d 記載すべき項目が欠けているとき。

(注) 記載すべき項目には、業務名、会社名及び代表者名を含みません（紙媒体による提  
出の場合を除きます）。

- e その他不備があるとき。

(イ) 工事費内訳書は、数量、単価、金額等を記載してください。

(ウ) 工事費内訳書は返却しません。

また、工事費内訳書の内容については、契約上の権利・義務を生じるものではありません。

(エ) 工事費内訳書の差替又は再提出は認めません。

イ 企業要件（施工実績）及び配置予定技術者（資格及び施工実績）届出書〔三重県一般競争入札実施要綱・様式第2-1号〕（別表で指定している場合に提出が必要）

企業要件（施工実績）欄について、3（2）アの別表で指定する企業要件に係る施工実績を記載してください。ただし、本業務の入札に経常建設共同企業体で参加する場合は、構成員のいずれかの記載があれば足りることとします。

また、本業務の入札に地域維持型建設共同企業体で参加する場合は、全ての構成員について記載してください。

なお、記載した業務等の履行が確認できる契約書及び完成認定書の写し、又はコリンズの登録内容確認書の写し等を提出してください。ただし、本業務が地域維持型維持修繕業務総合評価方式の業務であり技術資料として提出した業務実績と同じ業務を提出する場合は、内容が分かる書類の提出は省略できることとします。

ウ 納税確認書及び納税証明書（必ず提出、全ての構成員が提出）

次の（ア）又は（イ）による納税確認書及び納税証明書の写しを提出してください。ただし、納税確認書及び納税証明書の写しの提出日から前6か月以内に発行されたものに限りま

（ア）三重県内に本店を有する事業者

a 所管県税事務所が発行する全ての県税の納税確認書（無料）

b 所轄税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納税額のない証明用）（有料）

（イ）三重県外に本店を有する事業者

a 所管県税事務所が発行する全ての県税の納税確認書（無料）※三重県内に営業所等を有する場合のみ提出が必要

b 所轄税務署が発行する本店分に係る消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納税額のない証明用）（有料）

オ 業態調書（入札時提出用）（必ず提出）

参加申請書の提出日から入札書受付締切日までの間に資本関係又は人的関係にある者を記載した業態調書（入札時提出用）を提出してください。

（6）競争参加資格の確認項目

競争参加資格の確認については、入札前の事前条件審査及び開札後の参加資格事後審査を実施することとし、確認する項目は次のとおりとします。

なお、参加資格事後審査については落札候補者のみ実施することとします。ただし、落札候補者に競争参加資格がないと認められる場合は、次順位者を落札候補者として参加資格事後審査を実施することとします。

また、くじになった場合にあつては、くじの当選者を落札候補者とします。ただし、くじに当選し落札候補者となった者に競争参加資格がないと認められるときは、同様に競争参加資格があると認められる落札候補者が決まるまで繰り返すものとします。

ア 事前条件審査項目

競争参加資格確認申請者の3（1）（ただし、コを除きます。）及び3（3）に係る事項

イ 参加資格事後審査項目

競争参加資格要件に関する全ての項目

（7）競争参加資格確認結果の通知

入札前の事前条件審査及び開札後の参加資格事後審査における競争参加資格の確認結果は、それぞれ別表に記載する日までに通知する予定です。ただし、参加資格事後審査結果については、落札候補者の参加資格がないと認めた場合のみ通知します。

なお、競争参加資格事前条件確認の通知を受けた者が、落札決定日までに競争参加資格を満たさなくなった場合は、競争参加資格を取り消します。

#### (8) 競争参加資格確認申請に係る注意事項

ア 参加申請書及び提出書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

イ 提出された書類は、返却しません。

ウ 参加資格事後審査項目に係る提出書類について、参加資格事後審査時にその内容確認ができない場合は、追加資料の提出又は再提出（以下「追加提出等」といいます。）を求めることがあります。

追加提出等については、開札日の午後5時までに追加提出等の意思確認がとれ、発注機関が指示した提出期限までに追加提出等がされた場合にのみ認めるものとします。

上記の時間内に会社では連絡がとれない等で別の連絡先への連絡を希望する場合は、希望する連絡先を明記したものを入札時に提出しなければなりません。

また、競争入札審査会で追加提出等が必要と認めた場合は、上記にかかわらず追加提出等を求めることがあります。

なお、本業務が地域維持型維持修繕業務総合評価方式の技術資料の事後審査型である場合は、落札候補者が提出する技術資料（確認資料を含む）の追加提出については、4（5）によります。

#### (9) 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、競争参加資格がないと認めた理由について、本業務を所管する発注機関の長に対し次のとおり説明を求めることができます。

ア 請求方法 説明を求める旨を記載した書面を提出して行うものとします。

なお、書面（様式任意）は持参するものとします。

イ 提出期限 競争参加資格がないと認められた場合の通知日の翌日からその日を起算日として2日以内の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、休日を除きます。）

ウ 提出場所 別表の「7 公告に関する問い合わせ先」に記載の入札事務担当所属

エ 回答方法 説明を求めた者に対し、説明を求めることができる期限の日の翌日から起算して5日以内（ただし、休日を除きます）に書面により回答します。

#### (10) 入札方法

ア 入札書は、電子入札対象業務の場合は、電子入札システムにより提出してください。ただし、発注機関の長がやむを得ないと判断したときは、紙媒体により提出することができるものとします。

なお、紙入札対象業務の場合は、紙媒体で提出してください。

イ 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載しなければなりません。

ウ 紙入札による場合は、入札書の宛名は知事宛とし、入札書を封入封かんの上、入札者の氏名又は法人名及び業務名等を記載して、入札者（代理人による入札の場合の代理人を含む。以下同じ。）自ら提出してください。

（ア）代理人による入札にあたっては、入札書に入札者本人の住所及び氏名（法人にあつては、法人の所在地、名称及び代表者氏名。以下同じ。）が記載され押印がある場合は、委任状の提出は必要ありません。

（イ）代理人が代理人名義で入札する場合は、入札書提出前に委任状を提出しなければなりません。この場合、入札書には入札者の住所及び氏名欄に入札者本人の住所及び氏名を記載するとともに右代理人と表示して、代理人の氏名を記載し押印することとします。

エ 電子入札による場合は、入札書は電子入札システムの入力画面において作成し、電子認証により登録されたＩＣカードにより、指定の日時までに入札金額等を入力して送信してください。

オ 地域維持型維持修繕業務総合評価方式の技術資料、工事費内訳書又は企業要件（施工実績）及び配置予定技術者（資格及び施工実績）届出書等、参加申請時又は入札時に提出する書類についても、特に指示が無い限りは該当する欄には入札者本人の住所及び氏名を記載しなければなりません。

カ 紙入札により共同企業体が入札する場合は、入札書を構成員全員の連名で記載し押印しなければなりません。共同企業体の代表者名で入札する場合は、他の構成員全員からの委任状を入札書提出前に提出しなければなりません。

電子入札により共同企業体が入札する場合は、電子調達運用基準５－６に基づいてあらかじめ届け出た共同企業体の代表者が単体企業として利用者登録済みのＩＣカードを使用しなければなりません。

キ 入札書の撤回、差替又は再提出は認めません。

#### (11) 入札書提出の日時及び場所

ア 電子入札システムによる入札書提出期間は、別表で指定しています。

なお、電子入札対象業務であるが、発注機関の長がやむを得ないと判断し紙媒体での提出を認めた場合の提出日時及び場所は、別途通知します。

イ 紙入札対象業務の場合

（ア）入札書提出日時 別表で指定する開札日時とします。

（イ）入札書提出方法 持参により提出してください。

（ウ）入札書提出場所 別表で指定しています。

（エ）その他 本業務に係る競争参加資格事前条件確認通知書（写し可）を提示してください。

ウ 入札執行回数は、１回とします。

#### (12) 開札の日時及び場所

開札の日時及び場所は、それぞれ別表に記載しています。

### 6 その他

#### (1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札保証金は、免除します。

イ 契約保証金

契約保証金の要否は、競争参加資格事前条件確認通知書に記載します。

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会計規則第75条第2項に規定する担保及びその価値の提供をもって、契約保証金の納付に代えることができます。

(ア) 次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

- a 会計規則第75条第4項第1号の規定による履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- b 三重県建設工事執行規則（昭和39年三重県規則第16号。以下「執行規則」といいます。）第7条第1項第1号の規定による工事履行保証委託契約を締結し、公共工事履行保証証券を提出したことにより、保険会社又は金融機関と県との間に工事履行保証契約が成立したとき。
- c 契約金額が500万円以下で執行規則第7条第1項第2号の規定に該当することが確認できたとき。
- d 会計規則第75条第4項第7号に該当する業務（単価契約）のとき

(イ) 次に該当する場合は、契約の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は契約金額の10分の3以上となります。

- a 会社更生法又は民事再生法に基づく更生手続開始等がなされ、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けているとき（裁判所が更生計画等認可を決定するまでの間に限ります。）。

## (2) 入札の辞退及び競争参加資格喪失

入札の辞退及び参加資格喪失に関する取扱いは、次のとおりとします。

ア 参加申請書の提出後、競争参加資格事前条件の確認を受けるまでの間は、参加辞退届を持参又は郵送により提出することによって参加を辞退することができることとします。

イ 競争参加資格事前条件の確認を受けた者は、入札書を提出するまで又は入札書受付締切日時のいずれか早い時点までに、入札辞退届を提出することによって入札参加を辞退することができることとします（入札書提出以降は、原則として入札参加を辞退することはできません。）。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加・指名等について不利益な取り扱いを受けるものではありません。ただし、その理由について確認を行うことがあります。

また、入札辞退届の提出は、次のとおりとします。

### (ア) 電子入札対象業務の場合

入札書提出期間の開始までは書面を持参又は郵送により、入札書提出期間中は電子入札システムにより提出してください。

なお、入札書提出期間の開始までに書面を持参又は郵送により入札辞退届の提出を行った場合であっても、入札書提出期間中に電子入札システムにより入札辞退届の提出を行うものとします。

### (イ) 紙入札対象業務の場合

書面を持参又は郵送により提出してください。

ウ 競争参加資格事前条件の確認を受けた者は、イによる入札を辞退することができる期限以降、落札決定までの間に、競争参加資格条件を満たさなくなったときは、速やかに参加資格喪失届に理由を記載の上、その理由を証する書面等を添えてを提出しなければなりません。**(ただし、3(1)スに規定する資本関係又は人的関係の要件を満たさない者は除きます。)**

なお、緊急を要する場合は、電話等（受付は、休日を除く午前8時30分から午後5時まで

とします。)により参加資格喪失を届け、後日、参加資格喪失届を提出しなければなりません。  
エ 入札辞退届又は参加資格喪失届を提出せず、かつ、発注機関への連絡を怠り指定された応札日時に応札しない場合は、その理由等について調査を行うことがあります。

オ 落札決定までの期間は、落札候補者に限り、入札時に配置予定技術者の届出を求めているか求めていないかを問わず、配置予定技術者について、他の業務等への配置予定等を制限するものとし、他の業務等の入札において、本業務の配置予定技術者を主任技術者等として配置を予定して入札に参加する場合で、当該入札が本業務の開札時刻以降に行われるときは、当該業務等について入札辞退等の手続を行わなければなりません。ただし、本業務と当該業務等が、いずれも主任技術者等の専任を要しない業務等であって、三重県公共工事共通仕様書 1-1-1-46 の 6 (2) に規定する兼任制限に抵触せず、かつ、それぞれに現場代理人を配置することができる場合を除きます。

### (3) 開札

#### ア 電子入札対象業務の場合

(ア) 電子入札による参加者で希望する者は、開札に立ち会うことができます。

(イ) 紙入札による参加者(発注機関の長がやむを得ないと認めた者に限り)は、紙媒体の入札書を持参し、開札に立ち会うものとします。

(ウ) 電子入札の開札は、別表で指定する開札日時後速やかに行います。ただし、紙入札による参加者(発注機関の長がやむを得ないと認めた者に限り)がある場合は、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録し、その後電子入札書の開札を行うものとします。

(エ) 紙入札の参加者、又は立会いを希望する参加者がいない場合は、本業務の入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとします。

(オ) 三重県建設工事等談合対応マニュアルに該当する場合の開札手続については、当該マニュアルに基づくものとします。

#### イ 紙入札対象業務の場合

(ア) 入札参加者は、紙媒体の入札書を持参し、開札に立ち会うものとします。

(イ) 三重県建設工事等談合対応マニュアルに該当する場合の開札手続については、当該マニュアルに基づくものとします。

### (4) 入札の無効及び失格

ア 本公告に示した競争入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札、会計規則第 7 1 条各号のいずれかに該当する入札並びに次の (ア) から (シ) に示した無効の要件に該当した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消します。

なお、競争参加資格を確認された者であっても、参加申請書の提出日から落札決定日までの期間中に、三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領に基づく資格(指名)停止を受ける等、3 の競争参加資格要件に関する事項に掲げる条件を満たさなくなった者は、入札に参加する資格のない者に該当します。

(ア) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(イ) 入札者が同一案件の入札に対し二以上の入札をしたとき。

(ウ) 入札者が他人の入札の代理をしたとき。

- (エ) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (オ) 入札者が定刻までに入札書を提出しないとき。
- (カ) 金額を訂正した入札をしたとき。
- (キ) 記名又は押印を欠く入札をしたとき（電子入札の場合は、電子証明書を取得していない者が入札したとき）。
- (ク) 地域維持型維持修繕業務総合評価方式に係る評価において参加資格がないことが認められたとき。
- (ケ) 地域維持型維持修繕業務総合評価方式において事実と異なる記載を意図的に行うことにより評価を得ようとしたことが認められたとき。
- (コ) 入札書における誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭なとき。
- (サ) 一抜け方式試行案件対象業務において、先に開札した業務を落札した者が、その後に開札する一抜け方式試行案件対象業務に応札していたとき（ただし、落札した業務の入札は除きます。）。
- (シ) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

イ 次のいずれかに該当するときは、その者は失格とします。

- (ア) 最低制限価格設定業務において、入札金額が最低制限価格を下回る入札をしたとき。
- (イ) 提出した工事費内訳書の不明な点を説明しないとき。
- (ウ) その他入札の執行を妨げたとき。

(5) 入札における不正・不誠実な行為

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければなりません。なお、次のいずれかに該当する場合は不正・不誠実な行為とみなし、三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

- ア 入札参加者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ったとき。
- イ 入札参加者が、入札において、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格、技術資料、又は入札意思について相談したことが認められたとき。
- ウ 入札参加者が、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格又は技術資料の内容を故意又は過失によって開示又は漏洩したことが認められたとき。
- エ 予定価格を超えた応札をしたとき。
- オ 地域維持型維持修繕業務総合評価方式において事実と異なる記載を意図的に行うことにより評価を得ようとしたことが認められたとき。
- カ (2) ウで届けた理由又は内容が、虚偽又は著しく事実と反すると認められるとき。
- キ 三重県建設工事等談合対応マニュアルに基づく調査に協力しないとき。
- ク 3(1)スに規定する資本関係又は人的関係の要件を満たさない者が虚偽等により入札に参加したとき。

(6) 落札者の決定

ア 本業務が価格競争方式である場合、会計規則第65条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とします。ただし、本業務が最低制限価格設定業務の場合にあつては、その価格を下回る入札をした者は失格とし、予定価格と最低制限価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をも

って入札した者を落札候補者とします。

なお、落札となる額の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者のくじにより落札候補者を決定します。

イ 本業務が地域維持型維持修繕業務総合評価方式である場合、4（3）及び（4）の方法で落札候補者を決定するものとします。ただし、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札候補者とします。

ウ 落札者の決定は、落札候補者について5（6）イによる参加資格事後審査により競争参加資格があると認められた場合に行います。

エ ア及び4（4）によりくじを実施する場合、電子入札対象業務にあつては電子調達運用基準に基づき電子くじを行います。

紙入札対象業務の場合で、電子くじによらないときは、その場でくじを実施します。

その際、最初にくじを引く順番を決めるためのくじを引き、その後、本くじを引ものとしません。

くじを実施するにあたって、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くこととします。

オ 落札者を決定したときは、電子入札対象業務にあつては電子入札システムにより、紙入札対象業務にあつては紙媒体により入札参加者に通知します。

カ 三重県建設工事等談合対応マニュアルに該当する場合は、原則として、落札決定を保留します。

また、発注者が必要と判断した場合は、落札決定を保留することがあります。

なお、入札参加者が談合し、又は談合を行った可能性のある不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を取り止めることがあります。

キ 本業務が一抜け方式試行案件である場合、先に開札した一抜け方式試行案件の落札決定を保留した場合は、その後に開札する一抜け方式試行案件の落札決定を保留することがあります。

ク 開札後から落札決定前までに、3(1)スに規定する資本関係又は人的関係の要件を満たさない複数の者が入札に参加した疑いが生じた場合は、落札決定を保留し、該当する者から要件を満たしていることを証明する資料の提出を求め、確認を行ったうえで落札候補者を決定するものとします。

#### (7) 現場代理人の選任

落札者は、本業務の契約締結時に維持業務委託契約書の条項（三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱第2号様式の5、第2号様式の6及び第2号様式の8。以下「委託契約書」といいます。）第10条（単価契約の場合は、第8条）により現場代理人を選任し、発注者に通知しなければなりません。

また、選任された現場代理人は委託契約書第10条第2項（単価契約の場合は、第8条第2項）により履行場所に常駐することとします（ただし、委託契約書第10条第3項（単価契約の場合は、第8条第3項）により発注者が認めた場合は除きます。）。

なお、現場代理人は主任技術者等及び専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者を

いいます。)と兼ねることができます

(8) 落札の失効

発注者が契約書の提出を定めた日までに落札者が契約書を提出しないときは、会計規則第77条の規定により、その落札者は契約締結の権利を失います。

(9) 契約の締結

ア 本業務が議決案件である場合、落札決定後に落札者と仮契約を締結し、三重県議会の議決を得た後に本契約を締結します。

イ 落札決定後、会社更生法に基づく更生手続開始申立てがなされた場合、又は民事再生法に基づく再生手続開始申立てがなされた場合は、履行能力等（業務計画、資金計画等を含む。）を判断し、契約締結前（議決案件にあつては仮契約締結前）であれば落札決定を取り消すことができるものとします。

ウ 落札決定後、入札参加資格の制限又は三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止（以下「資格停止等」といいます。）を受けた場合は、契約締結前（議決案件にあつては仮契約締結前）であれば落札決定を取り消すことがあります。なお、本業務が議決案件であるときで、仮契約締結後に資格停止等を受けた場合は、仮契約を解除することがあります。

(10) 支払条件

ア 前払の割合

本契約において、前払いは行いません。

イ 部分払の割合及び回数

部分払の割合は、会計規則第52条の規定による範囲内とし、回数は次のとおりとします。

(ア) 契約金額5千万円未満のもの 1回以内

(イ) 契約金額5千万円以上1億円未満のもの 2回以内

(ウ) 契約金額1億円以上2億円未満のもの 3回以内

(エ) 契約金額2億円以上のもの 3回に契約金額1億円に1億円を増すごとに1回を加えた回数以内

ウ 業務委託料の支払い回数（単価契約）

(ア) 地域維持型維持修繕業務委託（単価契約）の場合 6回以内

(イ) 維持管理業務委託（単価契約）の場合 3回以内

(11) 変更契約

契約後の設計変更の際には、当初の請負比率で変更請負額を算定します。

(12) 入札の中止等

ア 天災その他やむを得ない事由により入札を公正に執行できないと認められたときは、入札を延期又は中止することがあります。

イ 入札者が1者だけの場合は、入札を中止することがあります。

ウ 本業務が一抜け方式試行案件である場合で、先に開札した一抜け方式試行案件を落札した者の入札を（4）ア（サ）により無効としたことにより、又は本公告に示した無効の要件に該当したことにより、有効な入札者がいなくなったときは、その入札を中止します。

エ アからウの場合における費用は、入札者の負担とします。

(13) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

(14) 火災保険付保険の要否

別表で指定しています。

(15) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(16) 契約書作成の要否

要

(17) 落札者は、3（2）イ又はウの基準を満たす主任技術者等を契約時に配置しなければなりません。

なお、契約時に配置できない場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

(18) 参加申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

(19) 落札者は、契約書提出時に「契約時における主任技術者又は監理技術者チェックリスト」を提出することとし（除草業務は除く）、配置予定技術者の手持ち業務等の状況等を確認したうえで、本業務の主任技術者等として配置可能と判断した場合に契約を締結することとします。

(20) 本入札及び契約後において、不誠実な行為に対しては適切な措置を講じます。なお、落札者が締結する下請契約の相手方について、著しく不相当と認められる下請負人があるときは、建設業法第23条第1項（下請負人の変更）の請求を行う場合があります。

(21) 契約締結後、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。）が、三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第3条に規定する警察等関係行政機関からの通報又は同要綱第4条に規定する警察等関係行政機関への照会に対する回答により、契約の相手方として不相当であると認められるときは、契約を解除することができるものとします。

(22) 本公告に定める規定により、落札決定を保留又は取り消した場合、又は仮契約若しくは本契約を保留又は解除した場合、県は一切の損害賠償の責を負いません。

(23) 参加資格事後審査の時点で落札候補者とならなかった参加者の中に、結果として無効な応札をした者が含まれていても、落札者決定事務を妨げないものとします。また、くじを引く場合についても同様とします。

(24) 入札をした者は、入札後において、本公告及び設計図書等についての不明を理由として苦情又は異議を申し立てることはできません。

(25) 本公告に関する問い合わせ先

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇市〇〇〇〇町〇〇〇

〇〇〇〇事務所〇〇〇〇室〇〇〇〇課

電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇